

令和8年度寒河江市中小企業販売促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等及び商工団体が、原材料費及び人件費の上昇、価格競争の激化等による環境の変化に対応するため、新分野展開等を通じた高付加価値創出、デジタル技術の活用による生産性向上、顧客接点の整備等による市場競争基盤強化、共同イベント等による集客力強化、中心市街地の活性化等を目的とした環境整備等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 商工団体 寒河江市商工会及び市内の商工業者等により組織される団体をいう。
- (3) 新分野展開等 新分野展開、業種転換、事業転換又は業態転換をいう。
- (4) 新分野展開 主たる業種（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）における大分類の産業であって、売上高構成比率の最も高い事業が属するものをいう。以下同じ。）又は主たる事業（日本標準産業分類における中分類、小分類又は細分類の産業であって、売上高構成比率の最も高い

事業が属するものをいう。以下同じ。)を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。

- (5) 業種転換 主たる業種の変更をいう。
- (6) 事業転換 主たる事業の変更をいう。
- (7) 業態転換 製品の製造方法又は商品若しくはサービスの提供方法を相当程度変更することをいう。
- (8) キャッシュレス決済 クレジットカード、二次元コード決済その他現金を使用しない電子的な決済方式をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等又は商工団体であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと(市に納税相談をしている者を除く。)
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。
- (4) 寒河江市暴力団排除条例(平成24年市条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が実施する別表に掲げる事業とし、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 国、県又は寒河江市の他の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない事業であること。
- (2) 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、同表に掲げる補助上限額を上限とする。

(補助金等交付申請書)

第7条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、令和9年2月26日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 同意書・誓約書（様式第3号）
- (4) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (5) 補助対象経費に係る見積書、パンフレット等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、当該年度において同一申請者につき1回に限るものとする。ただし、販売促進共同事業については、別表に規定する補助上限額を上限として複数回申請することができる。

3 本補助金は、3年続けて申請することはできない。

(補助事業の変更、中止及び廃止の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える増減
- (4) 補助金の額の変更を生じる補助対象経費の増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、令和8年度寒河江市中小企業販売促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号。ただし、変更の場合に限る。）
- (2) 収支予算書（様式第2号。ただし、変更の場合に限る。）
- (3) その他事業の変更、中止又は廃止を説明するための書類

3 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助事業の変更、中止又は廃止の承認の可否を決定し、補助金の額を変更するときは、令和8年度寒河江市中小企業販売促進事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助事業等実績報告書）

第9条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 補助事業の経過及び成果を確認できる書類及び写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿等の保管)

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第23条の適用を受けるものは、この要綱による補助金の交付を受け取得した取得価格30万円未満の機械及び器具を除いた財産とする。

2 規則第23条の市長の承認を受けようとするときは、令和8年度寒河江市中小企業販売促進事業費補助金に係る財産処分承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

4 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助上限額
高付加価値創出事業	<p>次のいずれかの事業</p> <p>(1) 市場に同様の商品若しくは技術がない、又はほとんど普及していない新商品、新技術等の開発</p> <p>(2) 補助事業者が従来持っている商品、技術等を改良することにより、経営基盤の強化又は事業規模の拡大を図ることができる新商品、新技術等の開発</p> <p>(3) 新分野展開等の取組</p> <p>(4) その他市長が認める新商品等</p>	<p>(1) 市場調査費</p> <p>(2) 機械装置、工具又は機器の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費</p> <p>(3) 技術指導費</p> <p>(4) 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は商標権をいう。）の取得に要する経費</p> <p>(5) 新分野展開・新商品開発等に必要店舗等改装費（※単なる老朽化等による更新は対象外）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める経費</p>	<p>補助率 1 / 2</p> <p>上限額 50 万円</p> <p>※(5)の店舗改装については補助率 1 / 3</p>
A I 活用事業	<p>デジタル技術の活用による業務効率化・省力化を促進する事業</p>	<p>(1) 生成A I 導入費</p> <p>(2) R P A 導入費</p> <p>(3) 自動化システム等導入費</p> <p>(4) その他業務効率化や省力化に資するシステム等の導入経費</p>	<p>補助率 1 / 2</p> <p>上限額 50 万円</p>

市場競争基盤強化事業	<p>次のいずれかの事業</p> <p>(1) 市場で競争するためのブランド・販売基盤・顧客接点を整備する事業</p> <p>(2) 商品、パッケージ、ホームページ、店舗の内外の意匠又はデザインを制作又は改良し、販売促進に繋げる事業</p> <p>(3) インバウンド対応力強化に関する事業</p>	<p>(1) ECサイト構築費</p> <p>(2) HP等改良費</p> <p>(3) デザイン制作等に要する経費 (※ただし、試作等の作成費や工事費等を含む場合は、補助対象経費の1/2以上がデザイン料であること。)</p> <p>(4) コンサルタント委託料等</p> <p>(5) 案内表示の多言語化に要する費用</p> <p>(6) インバウンド向けサイト掲載初期費用 (※ただし、掲載料は初月分のみ。)</p> <p>(7) 多言語翻訳機器購入費用</p> <p>(8) キャッシュレス決済導入費</p>	補助率1/2 上限額20万円
販売促進共同事業	販売促進及び集客増加のために複数の店舗が共同で実施するセール、イベント等の事業	<p>(1) 広報費 (印刷代、新聞折込料等)</p> <p>(2) イベント会社等への委託料</p> <p>(3) 賃借料</p>	補助率2/3 上限額25万円
中心市街地活性化整備事業	<p>次のいずれかの事業</p> <p>(1) 中心市街地の活性化及び賑わい創出を目的として実施する環境整備事業</p> <p>(2) 寒河江市都市計画図に定める商業地域又は近隣商業地域で実施する事業</p>	<p>(1) 修繕費</p> <p>(2) 工事費</p> <p>(3) 備品購入費</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める経費</p>	補助率2/3 上限額25万円

備考

- (1) 発注に当たっては、寒河江市内の業者を活用するよう努めること。
- (2) 全ての事業において、汎用性がある備品等の購入は補助対象外とする。